

第3次小美玉市行財政改革実施計画

【チャレンジプラン】

平成28年度～平成32年度

小美玉市

目 次

1	チャレンジプランの概要	1
	(1) 策定の目的	
	(2) 計画期間	
	(3) 計画の進行管理	
	(4) 計画の見直し	
2	計画の体系	2
3	具体的な実施項目	3
	基本方針【1】市民満足度の高いサービスの提供	3
	重点事項(1) 市民ニーズに対応したサービスの向上	3
	推進項目1 行政サービスの改善	
	実施項目 1 職員の提案制度	
	実施項目 2 窓口サービスの向上	
	実施項目 3 公共交通の見直し	
	推進項目2 事務事業の見直し	
	実施項目 4 民間委託の推進	
	実施項目 5 行政評価システムの確立	
	実施項目 6 中間前金払制度の導入	
	実施項目 7 業務委託における前払金制度の導入	
	推進項目3 ICTの効果的な活用	
	実施項目 8 情報提供の推進	
	実施項目 9 チケットオンラインシステムの導入	
	実施項目 10 電子申請・届出の推進	
	重点事項(2) 効率的な組織と職員の意識改革	10
	推進項目4 効率的な組織と広域行政の推進	
	実施項目 11 行政組織と定員の適正化	
	実施項目 12 投票所の再編	
	実施項目 13 茨城県央地域定住自立圏共生ビジョンの策定及び推進	
	実施項目 14 消防行政の広域化	
	推進項目5 職員能力と資質の向上	
	実施項目 15 職員の人材育成と人事評価制度の定着	
	実施項目 16 市長と職員とのコミュニケーション機会の拡充	

基本方針【2】協働のまちづくりの推進	15
重点事項（3）開かれた市政の推進	15
推進項目 6 行政情報の多角的な提供	
実施項目 17 広聴機能の強化	
推進項目 7 説明責任の確保	
実施項目 18 公文書管理のシステム化	
重点事項（4）参画と協働の仕組みづくり	17
推進項目 8 市民参画の推進	
実施項目 19 地域活動を担う人材の育成	
実施項目 20 市審議会等における女性参画の推進	
推進項目 9 市民との協働体制の確立	
実施項目 21 新たなコミュニティの構築	
基本方針【3】経営の視点に立った行政運営	20
重点事項（5）成果を重視した行政運営の確立	20
推進項目 10 計画的な財政運営	
実施項目 22 中長期的な財政計画の策定	
実施項目 23 工事成績表の有効な活用	
実施項目 24 環境基本計画の策定	
実施項目 25 生涯学習推進計画の策定	
推進項目 11 補助金の適正化	
実施項目 26 補助金の見直し	
推進項目 12 特別会計の健全化	
実施項目 27 病院事業経営方針等の策定	
実施項目 28 下水道事業の効果的な普及の推進	
重点事項（6）自主性・自立性の高い財政運営の確保	25
推進項目 13 受益者負担等の適正化	
実施項目 29 使用料及び手数料の見直し	
実施項目 30 施設・備品使用料等の見直し	
実施項目 31 公営住宅使用料の徴収対策強化	
推進項目 14 新たな財源の拡充	
実施項目 32 ふるさと応援寄附金制度の拡充	
実施項目 33 未利用地財産の処分	
実施項目 34 企業誘致による税収・雇用の確保	

推進項目 15 公の施設の適正化

- 実施項目 35 公の施設の機能・配置の見直し
- 実施項目 36 小中学校教育環境の整備
- 実施項目 37 生涯学習施設の見直し
- 実施項目 38 学校給食センターの統廃合
- 実施項目 39 公営住宅の適正管理と用途廃止

推進項目 16 公の施設の運営方法の見直し

- 実施項目 40 民間活力の導入
- 実施項目 41 小美玉温泉ことぶきの指定管理者制度への移行
- 実施項目 42 空のえき そ・ら・らの指定管理者制度等への移行
- 実施項目 43 学校給食センターの運営方法の検討
- 実施項目 44 玉里運動公園の管理運営
- 実施項目 45 小川B&G海洋センターの管理運営

1. チャレンジプランの概要

(1) 策定の目的

本市では、平成18年3月に「行財政改革大綱」及び、これに基づく具体的な実施計画である「集中改革プラン」を策定、さらに平成23年3月には第2次行財政改革大綱及び実施計画「アクションプラン」を策定し、全庁をあげて行財政改革を進めてきました。

これまでの大綱及び実施計画の計画期間が平成27年度で最終年度を迎えるにあたり、今までの改革努力を土台として、今後における新たな行財政課題に対応するため、時代に即応し、新たな視点に立った「第3次小美玉市行財政改革大綱」を策定しました。

本プランは、新たに策定した「第3次小美玉市行財政改革大綱」に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取り組みを示した計画です。

(2) 計画期間

実施計画（チャレンジプラン）の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

(3) 計画の進行管理

計画を確実に実行していくために、市長を本部長とする行財政改革推進本部において、進行管理をしていきます。

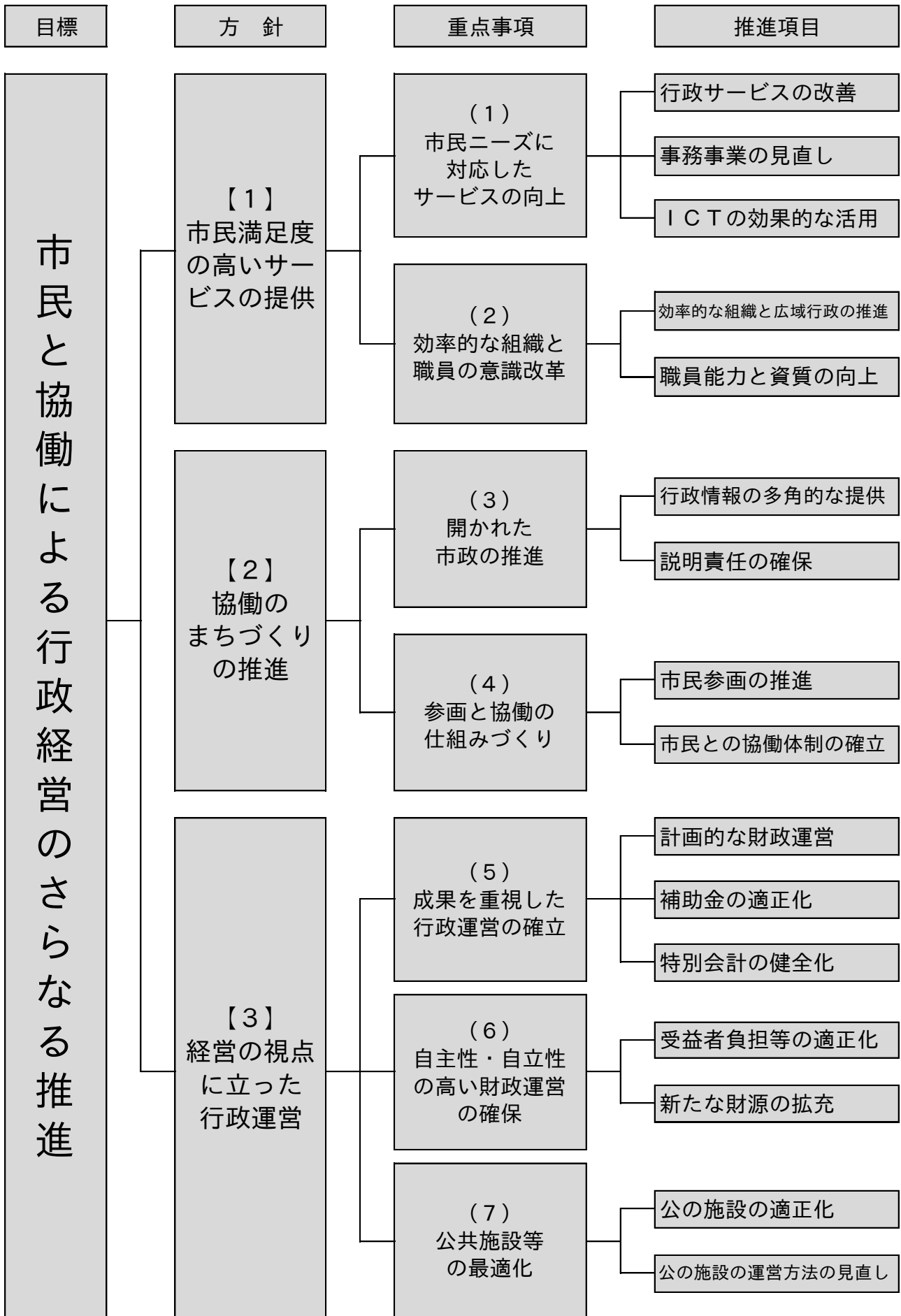
また、進捗状況については、各年度終了後に実施状況などの総括を行い、市の広報紙やホームページ等において、公表していきます。

(4) 計画の見直し

実施計画（チャレンジプラン）については、実施項目の改善状況や組織・機構の改正等を考慮しながら必要に応じて計画内容を見直すものとします。

また、実施計画に定めていないものであっても、行財政改革大綱の趣旨に則って必要性のある事務事業が新たに発生した場合は、関係部課と協議して実行に移すものとします。

2. 計画の体系



3. 具体的な実施項目

基本方針 【1】市民満足度の高いサービスの提供

重点事項 (1)市民ニーズに対応したサービスの向上

推進項目	行政サービスの改善
------	-----------

No	1	実施項目	職員の提案制度																								
推進担当課		政策調整課																									
現状・課題		<p>既存の制度運営では提案の応募が少ない状態であることから、平成26年度より“ワーキングチーム型”によるテーマ研究と提案運営に試験的に取り組んだところ、応募数・採用数どちらも過去最高の提案数となった。とはいえ、目標の提案数に到達していないため、さらにワーキングチームの取り組みを充実させる。</p> <p>既存の“アイデア公募型”についても、各課や個人が日常業務の中で実行している小さな改善を拾い上げ、実績提案するよう勧め、提案に消極的な層に対する意識向上に努める。</p>																									
実施内容		<p>“アイデア公募型”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時募集することとし、提案の種類は、政策提案、事務改善提案、実績提案とする。 ・採用された提案者を褒賞する。 <p>“ワーキングチーム型”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入庁年度別にワーキングチームを編成し、テーマに基づく研究と提案を行う。 ・研究テーマは各課に募集し、その中から提案制度審査委員会が選定する。 ・年度内に前期と後期に分けてそれぞれワーキングチームを編成する。 ・職専免を取得するが、基本的には業務時間外の自主的な活動とする。 ・5～6人のチームに分け、リーダーを中心に自主的・自発的に活動を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別計画</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイデア公募型による提案募集</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワーキングチームによる研究と提案</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>採用提案の実施</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	アイデア公募型による提案募集	実施					ワーキングチームによる研究と提案	実施					採用提案の実施	実施				
年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度																						
アイデア公募型による提案募集	実施																										
ワーキングチームによる研究と提案	実施																										
採用提案の実施	実施																										
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・採用した提案を実施することで、市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。 ・職員の意識改革を促し、政策立案・調整能力の向上を図る。 ・毎年度、提案30件と採用5件を目標とする。 																									

No	2	実施項目	窓口サービスの向上			
推進担当課	市民課 小川総合窓口課 玉里総合窓口課					
現状・課題	<p>現在、週1回の窓口業務延長を施行的に実施している。今後は、遠方での証明書取得、取得の簡素化および市役所窓口での待ち時間を解消するため、証明書のコンビニ交付を可能にし、市民の利便性を向上させる。</p>					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス向上のため、窓口業務時間の延長を引き続き実施する。 ・証明書のコンビニ交付を実施し、個人番号カードを普及、促進させることにより利用者の利便性を図る。 ・窓口業務については、状況に応じて他の関連部署と連携を図り、市民の各種手続きや証明書交付等がさらに簡素化できるよう窓口サービス体制を向上させる。 					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	窓口業務時間の延長					
		評価・見直し				
証明書	コンビニ交付					
		計画策定				
個人番号カードの普及・活用の促進						
		実施				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な窓口業務運営と市民への行政サービス向上が期待できる。 ・経常経費が削減できる。 					

No	3	実施項目	公共交通の見直し			
推進担当課	企画調整課					
現状・課題	<p>市内の公共交通は、鉄道とバス交通のほか空港が開港したが、市民の生活に欠かせない足となるのは鉄道及びバス交通であり、鉄道はJR常磐線羽鳥駅があるのみである。また、バス交通は8路線が運行しているが主要な幹線道路はおろか、市内の主要な施設や旧町村を結ぶ路線は網羅されていない状況にある。</p> <p>県内の他市町村と同様に公共交通離れとマイカー依存は進行しているが、不便を感じている交通弱者も存在することから、慎重な議論を重ね、平成25年10月から社会実験として市内循環バスの運行を実施している。市にあった公共交通ネットワークシステムについて有効な手段を見出す必要がある。</p>					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年に実施した公共交通に関するアンケート調査等をもとに、利便性と効率性に重点を置いた市独自の公共交通ネットワークの構築を図る。 					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	小美玉市地域公共交通会議の開催					
		実施				
コミュニティバス等による公共交通の確保						
		実施				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民満足度の向上及び公共交通機関の活性化。 ・交通エコライフの実現に伴う環境の改善。 					

推進項目	事務事業の見直し
------	----------

No	4	実施項目	民間委託の推進			
推進担当課	企画調整課 関係各課					
現状・課題	第1次及び第2次実施計画に基づき、事務事業の民間委託化などの民間活力活用を進めている。厳しい財政状況の中、民間の能力等を活用した市民サービスの向上と事務事業の効率化を図るため、引き続き民間活力活用の検討を進める必要がある。					
実施内容	・「民間委託の推進に関する指針」の作成。 ・民間委託の調査・検討、段階的に事務事業の民間委託を実施。					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	民間委託の推進に関する指針の作成	検討	実施			
	民間委託の調査・検討	検討	実施			
	民間委託の推進	順次実施				
効果	・民間の能力を活用した市民サービスの向上。 ・経費の削減。					

No	5	実施項目	行政評価システムの確立			
推進担当課	企画調整課					
現状・課題	行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や効率性などを数値等で把握、評価し、その結果を次の計画や予算編成の時に反映させている。 実績効果の検証が、システムにまだ反映されておらず、現状では評価制度が確立していない。各々の評価を個別に評価しており、各評価が連動して機能していない状況である。					
実施内容	・事務事業評価について、事前・途中・事後評価並びに外部評価も含め本市に適した評価方法を確立するとともに、行政が実施する活動については、マネジメントサイクル(Plan-Do-See-Action)を利用し、事業実施による活動内容と成果、取り巻く社会状況などを総合的に踏まえて評価を行う。 ・実績結果を今後の施策や事業の改善に反映させ、行政サービスを行っていく。					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	事務事業の評価方法の確立	検討	実施			
	事務事業の評価をシステムに反映	検討	実施			
	事務事業評価の試行	順次実施				
効果	・事務事業のスリム化(無理無駄の削減効果など)。					

No	6	実施項目	中間前金払制度の導入			
推進担当課	管財検査課					
現状・課題	受注業者において、公共工事の資金調達については、現在、請負金額が 500 万円以上のみ 40%となっており、金融円滑化法の適用が終了し、担保資産の少ない建設業は金融機関からの借り入れに苦慮し、かつ金利負担も重荷になっている。					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中間前払制度の導入 公共工事の適正な施工確保と受注者の円滑な資金調達を図るため、市が発注する請負金額 500 万円以上の建設工事において、中間前金払を認定した場合に、当初の前金払(請負金額の4割以内)に追加して、前金払(請負金額の 2 割以内)を行う。 ・工期の 2 分の 1 を経過・工程表において、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。出来高が 50%以上であること、の全てを満たしていること。 					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	中間前金払制度の導入					
効果	・公共工事の適正な施工確保と受注者の円滑な資金調達					

No	7	実施項目	業務委託における前払金制度の導入			
推進担当課	管財検査課					
現状・課題	受注業者において、請負調査業務の資金調達については、現在、業務完了後となっており、前払い金制度が未導入である。金融円滑化法の適用が終了し、担保資産の少ない建設コンサルタント会社は金融機関からの借り入れに苦慮し、かつ金利負担も重荷になっている。					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前払金制度の導入 建設コンサルタント業務の適正な施工確保と受注者の円滑な資金調達を図るため、市が発注する請負金額 500 万円以上の建設コンサルタント委託業務において、保証契約確認後 30%の前金払を行う。 					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	中間前金払制度の導入					
効果	・建設コンサルタント業務の適正な施工確保と受注者の円滑な資金調達					

推進項目	ICTの効果的な活用
------	------------

No	8	実施項目	情報提供の推進				
推進担当課		企画調整課					
現状・課題		<p>本市では「小美玉市情報公開条例」に基づき、市民から情報公開の請求があった場合に、所定の手続きを経て公文書を公開している。この情報公開制度を利用する必要のない情報については、市民がいつでも、容易に入手できるようにしておくことが必要であるので、情報公開の姿勢から一歩進んで行政情報を市ウェブサイトに掲載して提供に取り組んでいる。</p> <p>ただし、膨大な行政情報を全て提供することは、市民側にとっても情報を探しにくいいため、各課で提供する情報を洗い出しするとともに、定期的に情報を更新する必要がある。また市民に必要な情報が提供されているか、市民が理解しやすい情報が提供されているか、市民が利用できる情報が提供されているかといった視点から、今一度、情報提供について検討する必要がある。</p>					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市民にわかりやすく、役立つ情報を多く提供し続けることが重要なので、定期的に各課に情報提供の依頼を行う。 ・提供する情報、提供時期、提供方法等を工夫することにより、行政活動に対する市民の意見・要望の把握、更に市政への反映につなげる。 					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		情報提供の推進		見直し		見直し	→
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・市政への理解を促進。 ・公正で開かれた市政の実現。 					

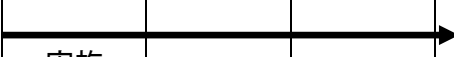

No	9	実施項目	チケットオンラインシステムの活用			
推進担当課	生活文化課					
現状・課題	<p>チケットオンラインシステムは、公共ホール3館での公演をインターネットで空席状況確認・座席選択・予約することができ、希望の決済手続きを選択することができるものとして、第2次実施計画において位置づけられ、平成23年に導入された。本システムの導入後、特に発売初日のチケット予約に係る電話の混線状態及び苦情は低減し、またシステムを利用したチケット販売枚数も増加している状況にある。</p> <p>しかし本システムの利用者から、予約・購入手続きがスムーズに行えない等の問い合わせが寄せられることがあるほか、システムで選択できる決済方法は、直接来館・コンビニ決済には対応する一方、クレジット決済は未対応となっている。</p> <p>利用者の視点に立ったシステム改修に取り組み、利用者増につなげる必要がある。</p>					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者(市民)から寄せられる声をもとに、利用者のニーズ、システム運用上の課題把握を行い、システム仕様の見直し・改善、利便性の向上を図る。 ・決済方法として、未対応となっているクレジットカード決済を導入する。 ・認知度向上、操作方法の案内等、広報周知を充実する。 					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	チケットオンラインシステムの活用	見直し	実施			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット引き換えに関する利便性の向上及びチケット発売初日の電話混線の緩和。 ・残席をリアルタイムに周知することで、チケットの販売促進に繋がる。 					

No	10	実施項目	電子申請・届出の推進				
推進担当課		企画調整課					
現状・課題		<p>本市ではオンライン手続に「いばらき電子申請・届出システム」を利用している。行政手続き等のオンライン利用が可能な申請・届出を中心にオンライン手続きを促進し、利便性の向上と行政運営の効率化に取り組んできたところである。こうした取り組みを通じ、オンライン利用が可能となっている手続がある一方で、原本の提示又は書面若しくは電子媒体による添付書類の提出を求めている行政手続き等については、各行政情報システムとの連携も含めてオンライン手続きに未対応になっている。このことから引続き行政手続きのオンライン利用を促進するにあたり、電子証明書の取得の推進と、添付書類の不用な手続き、料金支払いがない手続きなどの行政手続き等の負担軽減や各行政情報システムとオンライン利用の連携を図るなど行政手続きの特性、利用者の属性を踏まえた対応が重要である。</p>					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請・届出のオンライン化手続の継続・促進を図る。 ・利用者の促進及び簡易申請・申込システムの利用を推進する。 					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		各種申請・届出のオンライン化手続の継続・促進	実施				
		利用者の促進及び簡易申請・申込システムの利用推進	実施				
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請・届出の手続きにおいて、市民サービスの向上、利便性の向上が図られる。 ・申請様式の受付や形式審査等の作業の軽減、事務の効率化が図られる。 					

重点事項 (2) 効率的な組織と職員の意識改革

推進項目	効率的な組織と広域行政の推進
-------------	-----------------------

No	11	実施項目	行政組織と定員の適正化				
推進担当課		総務課					
現状・課題		権限移譲等による事務事業が増大する中、職員の適材配置や事務分掌の効率化を図り、事務の迅速化や責任の明確化を実現するために、的確な組織機構の改革が適時必要になる。					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・各所管の現状を把握した上で、組織検討委員会により効率的な行政組織の検討を行う。 ・第3次定員適正化計画に基づき、職員数の管理を行う。 					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		所管長とのヒアリング実施	→				
		実施					
		組織検討委員会の開催	→				
		実施					
		定員適正化計画の進行管理	→				
		実施					
		権限移譲等に伴う対応	→				
		実施					
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な行政組織の構築。 ・事務の迅速化及び効率化。 ・定員の適正化。 					

No	12	実施項目	投票所の再編				
推進担当課		総務課					
現状・課題		<p>現在、市内 40 か所の投票所を各種選挙の時に設置している。</p> <p>平成 22 年度から選挙執行経費の大幅な削減が実施され、平成 22 年 7 月 11 日執行の参議院議員通常選挙では、前回対比で 18%、金額で約 550 万の経費が削減された。</p> <p>他の自治体では、既に国の選挙において、特財以外に一般財源も支出している。(人件費や機材の入れ替えが特財のみでは難しくなっている)</p> <p>市選挙管理委員会では、6 年前から現状の投票区、投票施設の見直しについて検討をし、その間、段階的に小規模有権者数の投票区について再編見直しを実施しているところである。国、県における選挙執行に係る経費が削減の一途をたどる中、関係地区の有権者の方の理解をいただきながら見直しを行うことにより事務費等の削減と事務の効率化を目指すものである。</p>					
実施内容		<p>・段階的に小規模投票区を隣接する投票区へ再編し、40 を 35 投票所程度に再編。</p> <p>第 1 次 有権者数 300 人程度の投票所の再編(3 か所)</p> <p>第 2 次 有権者数 500 人未満の投票所の再編(2 か所)</p> <p>※関係地区の区長を中心に有権者の方のご理解を頂きながら実施となる。</p> <p>また、小学校の再編等に伴い、投票区的大幅見直しも視野に入れて検討する。</p>					
		年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		第 1 次の計画の実現化					
		第 2 次の計画の実現化					
効 果		<p>・選挙執行経費の削減。</p> <p>・選挙事務の効率化</p>					

No	13	実施項目	茨城県中央地域定住自立圏共生ビジョンの策定及び推進				
推進担当課		政策調整課					
現状・課題		<p>茨城県並びに本市のみならず、全国的に人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれており、茨城県においては県北及び県中央地域での人口減少が深刻視されている。このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。</p> <p>圏域(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)の5市3町1村の中心地である水戸市を主体として、住民サービスの向上や人口減少を食い止め、定住促進を図る。</p>					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月に県中央地域定住自立圏形成の協定を、水戸市を中心とした9市町村で締結。 ・「集約とネットワーク」の考え方を基本とし、以下の3つの視点から人口定住のための必要な生活機能を確認し、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るため、連携する具体的事項を規定した共生ビジョンの策定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①生活機能の強化に係る政策分野 ②結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ③圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 ・共生ビジョンに定めた具体的連携事業の推進並びに効果検証 					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		共生ビジョンの策定	→ 実施				
		連携事業の推進		→ 実施			→
		事業効果検証			→ 実施		→
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内での連携強化による住民サービスの向上 ・人口減少防止、定住促進 					

No	14	実施項目	消防行政の広域化			
推進担当課	消防本部総務課					
現状・課題	<p>平成 26 年 8 月 27 日に県央地区消防広域化推進研究会が設置され、小美玉市、水戸市、笠間市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町の7市町で、平成 30 年 4 月 1 日の消防組織広域化に向けて協議が進められている。</p> <p>県央ブロックは、4 市 3 町で人口約 53 万人のエリアを 6 消防本部が管轄している。これらの消防本部を一元化し広域化を実現する事により、住民の安全・安心の向上につなげることが重要である。</p>					
実施内容	<p>県央地区消防広域化推進研究会を中心に、広域化に係る協議事項の詳細な検討・整理を図り、平成 30 年度実現を目指していく。</p>					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	県央ブロックの課題整理、検討	→ 実施				
	新体制への移行に関する法的手続き、準備事務等	→ 実施				
	消防広域化の実施			→ 実施		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上。 ・消防体制の基盤強化及び人員配置の効率化、充実。 					

推進項目	職員能力と資質の向上
-------------	-------------------

No	15	実施項目	職員の人材育成と人事評価制度の定着				
推進担当課		総務課					
現状・課題		地方分権の流れによる「地方自治新時代」に的確かつ弾力的に対応し、自らの職責と義務を認識し、少数ながらも柔軟かつ効果的に行政事務を實踐できる職員の育成が必要となる。					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市人材育成基本方針に基づき、人材育成の仕組みを構築し、職員の能力を最大限に引き出す研修等を実施する。 ・市町村アカデミー等の先鋭的な能力研鑽の場に、職員を積極的に派遣する。 ・茨城県央定住自立圏における人材育成分野の取組により、周辺自治体職員との情報共有と交流を促進する。 ・職員の発揮した能力と挙げた実績を適切に評価するために導入された「新たな人事評価制度」を確実に運用する。 					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		活発な庁内研修の実施	実施	→			
		市町村アカデミー等への職員派遣	実施	→			
		県央定住自立圏における人材育成の取組	実施	→			
		新たな人事評価制度の定着	実施	→			
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・多様高度化する業務に対応するための能力開発。 ・広域的な視野と柔軟な発想ができる職員育成。 ・新たな人事評価制度の定着により能力本意の意識を醸成。 					

No	16	実施項目	市長と職員とのコミュニケーション機会の拡充				
推進担当課		秘書広聴課					
現状・課題		市長が職員(特に若手職員)と直接対話できる機会や、双方向の意見交換ができる場があまりない。					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市長と職員が懇談し、職員の仕事内容や職員がどのような意識で職務にあたっているか等を市長が把握するとともに、市長の考え方を職員に伝えることによって、行政マンとしての意識改革を促すなど、市長と職員との相互理解を深め、風通しのよい職場を全庁的に実現する。 					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		ランチミーティングの実施	実施	→			
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・経営ビジョンの徹底、相互理解が深まる。 ・市長への提案が積極的に行われる。 ・職員の意識向上が図られる。 					

基本方針 【2】協働のまちづくりの推進

重点事項 (3)開かれた市政の推進

推進項目		行政情報の多角的な提供					
No	17	実施項目	広聴機能の強化				
推進担当課		秘書広聴課					
現状・課題		<p>ハガキ・ご意見箱・メールでの提案制度を行っているが、ハガキ及びご意見箱を利用しての提案が少ない。</p> <p>提案制度での質問と回答が、公開・共有化されていない。個人情報を含め、どのような方法が良いのか検討する。</p>					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ハガキ・ご意見箱・メールでの提案制度の更なる周知。 ・意見及び回答内容の共有化(公開)についての検討 ・意見及び回答内容の共有化(公開)の実施 ・市政モニター会議の運営方法の研究 					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		ハガキ・ご意見箱・メールでの提案制度の更なる周知	実施				
		意見及び回答内容の共有化(公開)についての検討	実施				
		意見及び回答内容の共有化(公開)の実施			実施		
		市政モニター会議の運営方法の研究	実施				
		新たな「層」に対する広聴事業活用の為のアプローチ	実施				
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・広聴事業のPRに努め、意見・提案数の増加に努める。 ・質問と回答を公開し、市民の市政に対する意見とそれに対する市の考え方を公表することで、どのような過程を経て、市民の意見がまちづくりに反映されているか理解を得ることができ、また市民一人ひとりが具体的なまちづくりに対するアプローチを考える機会につながることを期待できる。 ・職員は、より分かりやすい説明をするための努力が必要であり、職員の自己研鑽が期待できるとともに、より多くの市民の意見を市政に反映することができる。 					

推進項目	説明責任の確保
-------------	----------------

No	18	実施項目	公文書管理のシステム化				
推進担当課		総務課					
現状・課題		<p>本市では、「小美玉市文書事務取扱規程」と「小美玉市文書管理手引書」に基づき、毎年公文書の作成・管理を行っている。現行の方式は簿冊による管理方法をファイリング方式に変更するのは、厳しい財政状況下では、イニシャルコストがかかり過ぎるため、低コストで事務事業を推進するためには、システム導入が不可欠である。</p> <p>平成 27 年度内のシステム構築と試行を経て、28 年度からの本格運用を進めて行く。</p>					
実施内容		<p>・公文書管理システムによる簿冊方式での管理運用を今後 5 年間実施していく。 職員一人ひとりが取り扱う文書をその都度システムにおいて管理し、文書目録やファイル背表紙が一元的に管理・作成できるシステムの導入により、全庁的に平準化した公文書の管理と情報公開に対応した文書データベースの構築を推進する。</p> <p>また、電子決済を視野に入れた文書管理の検討も図る。(5 年長期契約)</p>					
		年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		公文書管理システムの運用 開始(一部機能は試行運用)	実施	→			
		電子決済導入の検討		実施	→		
効 果		<ul style="list-style-type: none"> ・公文書管理による説明責任の確保。 ・文書目録作成の事務負担の軽減。 ・文書ファイル背表紙の自動作成化。 ・情報公開の検索目録の整備。 ・市民サービスの向上。 					

重点事項 (4)参画と協働の仕組みづくり

推進項目	市民参画の推進
------	---------

No	19	実施項目	地域活動を担う人材の育成			
推進担当課	市民協働課					
現状・課題	<p>本市では、市民の意思を市政に反映させ、民主的かつ効率的な行政を推進するため120の行政区を設置し、様々な施策を展開している。</p> <p>しかしながら近年行政区への加入率が減少(平成27年4月現在:58%)していることから、今後行政区の活動低下が懸念されている。地域の特性を活かしたまちづくりを進展させ、住民主導・行政支援の市民協働のまちづくりを推進しなければならないことから、人材の育成と併せて組織づくりを進める必要がある。</p>					
実施内容	<p>・平成29年度を目標とする小美玉市総合計画後期基本計画では認定まちづくり組織数を70とするよう取り組んでいるところである。行政区を単位とするまちづくり委員会の設立を促すため未組織の行政区長等へ説明や事業提案を行うとともに、継続して地域活動を支える人材育成を積極的に図るため「ふるさと塾」の開催や、カリキュラムの検討を行う。同時に市広報紙、ホームページ等による啓発活動を推進する。</p>					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	行政区長への説明	実施				
	おみたまふるさと塾の開催	実施				
広報紙等による啓発活動	実施					
効果	<p>・地域の特色を活かした住民自治及び市民協働体制の確立が図られる。</p>					

No	20	実施項目	市審議会等における女性参画の推進				
推進担当課		市民協働課 関係各課					
現状・課題		<p>平成 21 年より『男女共同参画条例』、平成 22 年度より男女共同参画推進計画『いろとりどりパレットプラン』(計画期間 10 年、平成 31 年度まで)が施行されており、男女共同参画の視点から各種施策が推進されているところである。しかしながら、意思決定の場への女性の登用率は低いままである。</p> <p>(数値は平成 27 年 4 月 1 日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審議会等・・・女性委員は 119 人、総数は 509 人。女性登用率は 23.4%。 ○市議会・・・女性議員は 2 人、総数は 21 人。女性登用率は 9.5%。 ○行政委員会・・・教育委員に 2 人、総数は 46 人。女性登用率は 4.3%。 ○区長・・・女性区長は 2 人、総数は 120 人。女性登用率は 1.7%。 ○市役所・・・女性管理職は 7 人、総数は 56 人。女性登用率は 12.9% 					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の女性委員の比率が低い要因として、選出規程に該当する各団体役員等の主要ポストに女性が就いていないことなどが考えられるため、担当課に対して役職にこだわらない柔軟な対応や女性人材リストを充実させ、その活用により積極的な登用を働きかける。 ・審議会については女性登用率 35%を目指し、女性委員ゼロ審議会を解消する。 ・あらゆる機会に、女性委員推薦の働きかけを行う。 					
		年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		女性人材リストの作成・活用	実施				
		女性委員推薦の働きかけ	実施				
		男女共同参画推進計画 (いろとりどりパレットプラン) の見直し	実施			見直し	
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策及び方針決定過程へ多様な視点が導入され、幅広い議論と新たな発想が期待できる。 ・人口の半分を占める女性を委員として登用し、男女の人数をなるべく均衡させることで市の審議会等は、幅広い市民の意見を反映できるような委員構成になる 					

推進項目	市民との協働体制の確立
------	-------------

No	21	実施項目	新たなコミュニティの構築																																
推進担当課		市民協働課																																	
現状・課題		本市では、住民自治の確立を目指すとともに、協働体制の確立における牽引役として、まちづくり組織条例に基づく「学区組織」の構築を推進している。学区組織は、現在、12 小学校区のうち 8 小学校区において設立されており、特色を活かしたコミュニティ活動が展開されている。今後は、市内全域での均衡な住民自治及び市民と行政との協働体制の確立を図るため、未設立学区において理解を求め早急な組織の設立が必要である。																																	
実施内容		<p>・平成 32 年度を目標に、残る 4 小学校区において組織の設立を目指し、対象学区の行政区長等へ概要説明や事業提案を実施するとともに、継続してまちづくり組織活動状況などを、市広報紙、ホームページ等による啓発活動を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年度別計画</th> <th style="width: 10%;">28 年度</th> <th style="width: 10%;">29 年度</th> <th style="width: 10%;">30 年度</th> <th style="width: 10%;">31 年度</th> <th style="width: 10%;">32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政区長等への概要説明</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報紙等による啓発活動</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	行政区長等への概要説明	→					実施						広報紙等による啓発活動	→					実施					
年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度																														
行政区長等への概要説明	→																																		
実施																																			
広報紙等による啓発活動	→																																		
実施																																			
効 果		・市内全域での良好な住民自治及び協働体制の確立が図られる。																																	

基本方針 【3】経営の視点に立った行政運営

重点事項 (5)成果を重視した行政経営の確立

推進項目		計画的な財政運営					
No	22	実施項目	中長期的な財政計画の策定				
推進担当課		財政課					
現状・課題		<p>市総合計画後期基本計画(平成 25 年度～29 年度)実施計画の財源根拠として、中期財政計画(平成 25 年度～29 年度)は策定済ではあるが、毎年前年度の決算等を分析し、ローリングをかけながら見直しを図っている。景気動向や国の制度改正等により、収入を的確に予測するのは困難な状況にあり、計画策定後でも、毎年見直しをせざる状況である。</p> <p>今後は、平成 28 年度から普通交付税の一本算定への縮減期間に入ることから、一般財源の確実な減額が見込まれることから、中長期的な視点に立ち、計画的かつ持続可能な財政運営を図るため財政計画の策定が必要である。</p>					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・財政の分析及び中長期的な財政見通しの検討。 ・実施計画の策定にあたり、市総合計画後期基本計画(平成 25 年度～29 年度)の整合性を図るため、人件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費等の中長期的な見込みを示すため中長期的な財政計画を策定し健全な財政運営を図っていく。 					
		年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		財政の分析及び中長期的な 財政見通しの検討	実施	→			
			計画策定	実施	→		
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な財政運営。 ・財政に関する課題の把握及び財政健全化の推進。 					

No	23	実施項目	工事成績表の有効な活用			
推進担当課	管財検査課					
現状・課題	<p>発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の骨子の第一でもあることから、より一層の透明性、公平性の確保と公共工事の品質の確保が重要となってきた。</p>					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者名簿作成に際しての資格審査を実施する。 経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事实績や工事成績評価結果等を活用する。 ・総合評価落札方式による発注を実施する。 過去の工事成績評価点に活用する。 					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	有資格者名簿作成の資格審査	→				→
	総合評価落札方式による発注	→				→
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の品質確保の促進。 					

No	24	実施項目	環境基本計画策定			
推進担当課	環境課					
現状・課題	<p>環境基本法第 15 条に地方公共団体は環境の保全のために必要な施策について、総合的かつ計画的な推進を図ることが求められている。</p>					
実施内容	<p>環境保全の基本的な施策を行うために、環境審議会等を設置、市民の意識調査を通して、循環型社会形成推進のための基本計画(10年)を策定する。</p>					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	近隣市町村、県との情報収集、打合せ等	→				
	環境審議会の設置、計画策定		準備	→		
計画の公表					→	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な環境保全の推進 ・人と自然との豊かなふれあいの確保 ・ゴミの減量化 					

No	25	実施項目	生涯学習推進計画の策定			
推進担当課	生涯学習課					
現状・課題	生涯学習施設での利用者が高齢化しており、また内容も固定化の傾向にある。生涯学習の本来の目的である、市民が自主的・主体的に学ぶことのできる、学習の機会・環境の整備が必要となっている。					
実施内容	現在の市民の様々な年代のニーズを把握し、それを踏まえた生涯学習の計画策定をする。					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	生涯学習推進計画策定委員会の設置	→				
	市民アンケートの実施と分析	→				
	生涯学習推進計画の策定	→				
効果	・市民のニーズに合った生涯学習計画を策定をすることにより、市民の生涯学習の活動・意識の向上につながるのと同時に、「生涯学習のまちづくり」の実現に向けて、生涯学習推進体制の構築が図れる。					

推進項目	補助金の適正化
------	---------

No	26	実施項目	補助金等の見直し			
推進担当課	企画調整課 財政課					
現状・課題	平成20年度に示された補助金交付基準により、補助金の適正化、見直しが図られてきている。 さらに、補助金交付団体の財政状況を把握し、活動内容や実績を十分踏まえた上で、交付による効果を把握・検証し、補助金の整理を図り、補助金の額の見直しを検討する必要がある。					
実施内容	・企画調整課で市民からなる補助金等審議会を再度立ち上げ、補助金の適正化、見直しを図る。 ・財政課で補助金等審議会での結果を予算に反映させるとともに、各課の補助金に対する自己評価診断表を基に、再評価を実施し予算に反映させる。					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	補助金等審議会の設置、補助金の見直し	→				
	補助金等見直し作業	→				
	予算への反映	→				
効果	・補助金の適正化を図る。 ・市民が納得する補助金交付制度を確立する。					

推進項目	特別会計の健全化
------	----------

No	27	実施項目	病院事業経営方針等の策定				
推進担当課		医療保険課					
現状・課題		<p>平成 20 年度から指定管理者制度による運営となっているが、医師不足等により、救急及び入院の受入向上には、限りがある状況となっている。また、施設の老朽が顕著となっているため、今後は、修繕等費用が増加することを推測するが、施設の安全面性を第一に考えるとともに、病院機能保持の観点に立った上では、早急な更新等整備を必要とするものであると思慮する。</p> <p>自治体病院は、公的医療機関としての役割を明確にした上で、この役割を持続可能とすることが求められている。このような中で、施設の更新等を検討する上では、本市病院事業のあり方等経営方針を明確にし、この方針を実現するための施設の更新等に関する方針及び財政に関する計画を確立させる必要がある。</p>					
実施内容		新病院改革プランの策定 新病院改革プランに沿った施設更新等方針策定 財政計画策定					
		年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		新病院改革プランの策定	→ 実施				
		施設更新等方針策定	検討	→ 実施			
		財政計画策定	検討	→ 実施			
効果		<p>医師の充足が厳しい中では、過度な理想等を避けた上で、国が示す公的医療機関の役割に即した、地域医療の中での本市医療センターの役割を明確にするとともに、永続的に実現可能な診療体制とすることが、効率的な経営に繋がり、さらには、有効かつ効率的な施設整備の実現にも繋がる。また、安定した経営が地域医療の存続を果たすものとなり、加えて、運営等改革による地域医療の向上を期待するものとなる。</p> <p>このような本市医療センターが担うべく医療を継続することが、地域医療連携の中での役割を果たすことになり、地域医療における信頼を構築するものでもある。</p>					

No	28	実施項目	下水道事業の効果的な普及の推進				
推進担当課		下水道課					
現状・課題		<p>生活排水の処理は下水道3事業(公共下水道、農業集落排水施設、市設置型戸別浄化槽)により進めている。</p> <p>茨城県策定の「生活排水ベストプラン」によれば、短期計画(平成27年度)として61.4%を目標としているが、平成26年度末の普及率は約51%と整備状況がかなり遅れている状況にある。</p> <p>これらの事業はいずれも多額の事業費を必要とすることから、今後の整備には、財政状況を勘案しながら特に事業効果の高い地域を中心に行い、かつ接続率の向上を図る取り組みが重要である。</p>					
実施内容		<p>・事業効果の高い地域の整備として以下の取り組みを展開する。</p> <p>①大規模住宅団地の公共下水道への切り替え接続 現在、大型浄化処理施設で集中処理を行っている大規模住宅団地が公共下水道に接続できるようにするため、汚水幹線の延伸と枝線整備を推進する。</p> <p>②公共下水道・農業集落排水への接続率向上 公共下水道・農業集落排水エリアにおける接続率の向上を目指すため、広報等による啓発活動を推進する。</p>					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		①大規模住宅団地の公共下水道への切り替え接続	順次実施				→
		②公共下水道・農業集落排水への接続率の向上	例年実施				→
効果		<p>・現在、生活排水を大型浄化処理施設で処理している大規模住宅団地等を処理区域とし、公共下水道への切り替えを進めることで普及率と接続率の一体的向上、100%の下水道加入が期待できる。</p> <p>・生活環境や公衆衛生の改善。</p> <p>・下水道事業の経営健全化の推進。</p>					

重点事項 (6) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

推進項目	受益者負担等の適正化
------	------------

No	29	実施項目	使用料及び手数料の見直し			
推進担当課	財政課・政策調整課					
現状・課題	<p>普通交付税の合併特例措置が、平成 33 年度の一本算定に向け、平成 28 年度から段階的に縮減されるため、今後厳しい財政運営が見込まれる。そのような現状のもと、重要な特定財源でもある使用料及び手数料は、合併時においても、また平成 26 年 4 月に消費税が 5%から 8%に増税された際にも改正がなされなかった。</p> <p>平成 26 年 2 月には総務省から、消費税の転嫁による公共料金等の改定について「未だ検討中、未検討の場合は、消費税は転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となる税であることを踏まえ、早急に検討を行い、適切に対処されるように」との通知と調査依頼があったことから、今般のコンビニ交付導入における受益者負担の観点や、平成 29 年 4 月に消費税が 8%から 10%へ増税されることも見据え、使用料及び手数料全般における見直しを検討する必要がある。</p>					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ交付に向けて、証明書等発行における新たな手数料の制定。 ・使用料及び手数料改正における全庁的な検討。 					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	コンビニ交付における証明手数料等の制定	→ 実施				
使用料及び手数料改正における検討	→ 実施					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的な事業費の確保により、市民へのサービス向上も図られる。 ・費用対効果により健全な財政運営が見込まれる。 					

No	30	実施項目	施設・備品使用料等の見直し			
推進担当課	生活文化課					
現状・課題	<p>合併に伴い公共ホールの施設使用料・備品使用料の統一化を図るため、第1次及び第2次実施計画では「受益者負担、使用料の適正化の推進」を実施項目として実施し、使用料等の見直しをしてきた。しかし、現在の使用料が適切な金額であるのか、それを判断する基準が設定されていない。施設を利用する人、利用しない人、また、利用者間における不公平が生じないように、「受益者負担の原則」を柱とし「統一的な使用料算定ルールの確立」「減免規定の見直し」などの原則的な考え方及び統一的指標として「施設使用料見直しの基本方針」が必要である。</p>					
実施内容	<p>・施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担(使用料等)をすることによって、利用しない人との負担の公平性が確保される「受益者負担の原則」を推進する。また利用者に応分の負担を求めため、使用料の算定を明らかにすることは重要なことであり、また、公共サービス(減免)を提供することで施設の利用促進などに一定の効果をあげているが、本来的な負担の公平性を損なう恐れもあるので、受益と負担の公平性を保つため、消費税の増額(10%)にあわせて、他の公共施設の状況を把握しながら、使用料(備品も含む)のあり方を検討・見直し、受益者負担の適正化を推進する。</p>					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	施設・備品使用料等の見直し	検討・見直し	実施	→		
効果	<p>・使用料のあり方を見直していくことで、将来にわたって安定したサービスの提供。</p> <p>・市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点からも、受益者負担の原則に立った公平性の確保。</p>					

No	31	実施項目	公営住宅使用料の徴収対策強化			
推進担当課	都市整備課					
現状・課題	住宅使用料の滞納額が慢性化している高額な滞納者は、全体の1割程度を占めている。更なる住宅使用料の徴収率の向上を目指すうえで高額な滞納常習者への重点的な対応と計画的な指導及び徴収対策が今後の滞納の解消への課題となっている。					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理条例、家賃滞納整理規定の遵守。 ・家賃高額滞納者へ呼び出し、連帯保証人への呼び出し、分割納付計画書の提出を進め計画的な納付をさせる。 					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	家賃高額滞納者への呼び出し、分納計画書の提出	実施				
	連帯保証人への呼び出し、高額滞納者及び連帯保証人へ分納計画書に基づく計画的な納付	実施				
効果	・住宅使用料の公平な負担。					

推進項目		新たな財源の拡充																												
No	32	実施項目	ふるさと応援寄附金制度の拡充																											
推進担当課		企画調整課																												
現状・課題		<p>ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために、平成 20 年度にふるさと寄附金制度を創設して以来、この制度を推進し、魅力あるお礼品の拡充を図っている。</p> <p>お礼品については、制度創設よりヨーグルト等の乳製品詰め合わせの 1 品目だけでしたが、平成 26 年 8 月よりお礼の品を送る寄附の対象金額を引き下げ(3 万円以上から 1 万円以上に変更)、また順次お礼品を追加し、現在 28 品目まで拡大している。</p> <p>また、納付方法に従来の郵便振込、銀行振り込みに加えクレジットカード決済を導入し、簡単に寄附できるようにするとともに、今後も地場産業の育成も含め、お礼品の拡充を図っていく必要がある。</p>																												
実施内容		<p>・全国的にもふるさと寄附金制度が注目を浴びていることから、今後も、広報 PR 活動を実施し、ふるさと納税による更なる税収の増加、地場産業の発展や市の知名度アップ、観光の促進につなげていく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">年度別計画</th> <th style="width: 10%;">28 年度</th> <th style="width: 10%;">29 年度</th> <th style="width: 10%;">30 年度</th> <th style="width: 10%;">31 年度</th> <th style="width: 10%;">32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと応援寄附制度の広報 PR</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふるさと寄附金特産品等選考委員会の開催</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お礼品の拡充</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	ふるさと応援寄附制度の広報 PR	実施					ふるさと寄附金特産品等選考委員会の開催	実施					お礼品の拡充	実施				
年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度																									
ふるさと応援寄附制度の広報 PR	実施																													
ふるさと寄附金特産品等選考委員会の開催	実施																													
お礼品の拡充	実施																													
効果		<p>・ふるさと納税による更なる税収の増加</p> <p>・地場産業の発展や市の知名度アップ、観光の促進</p>																												

No	33	実施項目	未利用地財産の処分															
推進担当課		管財検査課																
現状・課題		<p>新たな財源の確保を図るため、市の所有する財産について、利用見込みのない土地の売却を検討する必要がある。</p> <p>先着順式や入札方式の販売方法では、問題の残る場合も考えられるため、物件ごとに個別の検討が必要となってくる。</p>																
実施内容		<p>・購入予定者が、投機ではなく、真に必要なか否か等の審査を行い、市所有の財産を売却する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">年度別計画</th> <th style="width: 10%;">28 年度</th> <th style="width: 10%;">29 年度</th> <th style="width: 10%;">30 年度</th> <th style="width: 10%;">31 年度</th> <th style="width: 10%;">32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未利用地財産の売払い</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	未利用地財産の売払い	実施				
年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度													
未利用地財産の売払い	実施																	
効果		<p>・自主財源の確保及び草刈等に伴う財産管理経費の削減。</p>																

No	34	実施項目	企業誘致による税収・雇用の確保				
推進担当課		商工観光課					
現状・課題		<p>本市の経済振興や雇用の促進を図るため、新たな企業の誘致を目指すことが重要である。</p> <p>しかし、企業誘致には、中長期的な計画が不可欠であり、現在の組織体制では県や関係機関と連携した広域的な情報交換を頻繁に行うことは難しく、変化が激しい企業ニーズに適切に対応していくことは厳しい状況にある。</p> <p>今後は、体制整備を図り、引続き企業訪問の効率化に努め、より一層の誘致活動を推進していく必要がある。</p>					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問の効率化を図るため、企業誘致戦略プランの策定を始めとする誘致活動の強化を推進するとともに、他市町との差別化を図るためにも民間ノウハウの活用や茨城県を含めた官民一体となった戦略的な企業誘致推進活動に取り組む。 ・県及び関係機関と連携した企業訪問の強化 ・関西地区で開催される「いばらき産業立地セミナー」におけるPR ・茨城空港テクノパークへの企業誘致を優位に進めるため、優遇制度の整備 					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		県や関係機関と連携した企業訪問の強化	実施	→			
		いばらき産業立地セミナーPR	検討	実施	→		
		優遇制度の整備	検討	実施	→		
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域に、所得、雇用、人口の増加が見込まれる。 ・茨城空港テクノパークへの進出企業を中核として、競争力のある産業集積が形成される。 					

重点事項 (7)公共施設等の最適化

推進項目	公の施設の適正化
------	----------

No	35	実施項目	公の施設の機能・配置の見直し			
推進担当課	企画調整課 関係各課					
現状・課題	<p>合併に伴う類似した施設が点在する中、厳しい財政状況の中で維持管理費、老朽化施設の建替え経費の発生等の課題が多い。</p> <p>平成 27 年度に策定した小美玉市公共施設等総合管理計画をもとに、市施設としての存続する事の必要性も含め検討し、そのあり方について見直すことが必要である。</p>					
実施内容	<p>・公の施設のあり方を見直す基本的な考え方を定め、各々の施設の設置目的、類似施設の整備状況、社会状況、市民ニーズの変化、利用率等を踏まえ、施設の必要性、今後のサービスのあり方、適正な運営主体の方法、適正配置などを検討する。</p>					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	各施設の状況調査及び効率的な施設利用の検討	実施				
	適正な運営方法の検討	実施				
効果	<p>・維持管理コストの削減。</p>					

No	36	実施項目	小中学校教育環境の整備				
推進担当課		学校教育課					
現状・課題		<p>わが国における少子化傾向の影響などから、本市においても市立学校の児童生徒数の減少が進み、複式学級を有する小学校も存在しており、今後も児童生徒数の減少は進むことも予測される。</p> <p>小規模の学校・学級では子ども同士の切磋琢磨の機会が減少することや、教科においても一定数の集団を必要とする音楽における合唱・合奏、体育における球技やダンスなどで十分な教育効果が発揮されにくい事態が起こることが予想される。このことは児童生徒の集団活動という観点からも多くの影響を及ぼすことから、学校規模の適正化などが課題となっている。</p> <p>また、耐震化や老朽化の施設の建替え経費の発生などの課題もあり、計画的な教育環境整備を図る必要がある。</p>					
実施内容		<p>・小中学校規模配置適正化実施計画の策定を受け、統合準備委員会などを組織し開催するとともに、実施計画に沿った統合小学校や小中一貫校の建設を目指し、学校関係者や保護者代表のほか、有識者や地域住民など関係者の声を反映させながら計画を進めていく。</p> <p>また、施設の耐震化や老朽化対策に対応し、計画的な教育環境の整備を図る。</p>					
		年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		小学校統合に向けた統合準備委員会の開催					
		統合小学校(小川小・橘小)の建設					
		小中一貫校建設準備委員会の開催					
		小中一貫校の建設					
効果		<p>・教育環境の整備が図られる。</p> <p>・学校規模の適正化が図られる。</p>					

No	37	実施項目	生涯学習施設の見直し			
推進担当課	生涯学習課					
現状・課題	各施設(公民館等・史料館等・やすらぎの里)の老朽化、活動をするのに十分な機能を備えていないなど、市民が利用しやすい施設の整備と施設運営を図る必要がある。					
実施内容	・現在の生涯学習施設の利用者の現状とニーズを把握し、これからの施設のあり方と運営を検討していく。					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	生涯学習推進計画策定にあたりニーズ調査	実施				
	施設のあり方と運営の検討		実施			
	見直し指針の策定				実施	
効果	・市民ニーズに合った施設の整備や運営方法を図ることにより、生涯施設の利便性の向上と一層の生涯学習活動の推進につながる。					

No	38	実施項目	学校給食センターの統廃合			
推進担当課	学校給食課					
現状・課題	平成22年9月より小美玉学校給食センターが供用開始されたことにより、玉里学校給食センターと併せて、2ヶ所のセンター方式で運用している。 玉里学校給食センターの老朽化が著しく、今後修繕費等の経費増大が予想される。					
実施内容	・小美玉学校給食センターにおいて、市内小中学校全ての学校給食を賄う調理能力を有することから統廃合を進める。					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	給食センター統合に向けての検討	実施				
	食器類の統一	実施				
	給食センター統合に向けた準備	実施				
	小美玉学校給食センターでの全給食供用開始					実施
効果	・効率的な給食センターの運営を図る。					

No	39	実施項目	公営住宅の適正管理と用途廃止			
推進担当課	都市整備課					
現状・課題	市内(旧小川地区)に耐用年数を超えた市営の木造住宅が5住宅ある。老朽化が著しく危険な住宅など今後維持管理が難しいものは、入居者への同意を経て計画的な用途廃止をし、市営住宅の全体的な管理戸数を減らし、適正な管理を進めて行くのが課題となっている。					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 市営稲荷住宅の用途廃止を実施する。 市営下田住宅の用途廃止に向けた準備を始める。 					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	市営稲荷住宅の用途廃止 入居者説明会	→ 実施				
	入居者移転、解体整地・設計		→ 実施			
	解体工事			→ 実施		
市営下田住宅の用途廃止					→ 準備	
効果	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の管理戸数を減らすことにより修繕費、借地料等の市財政の軽減。 長寿命化を図るべき団地等への集中的な市財政の投資。 					

推進項目	公の施設の運営方法の見直し
------	---------------

No	40	実施項目	民間活力の導入			
推進担当課	企画調整課 関係各課					
現状・課題	公共施設としての管理運営のあり方、行政としての関与の必要性などを検証し、市民ニーズを的確に把握しながら、民間活力(指定管理者制度・業務委託)の導入をしていく必要がある。					
実施内容	施設の管理のあり方について、調査・検証し、民間活力(指定管理者制度・業務委託)の導入を進める。					
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	公の施設の調査、管理のあり方検討	→ 実施				
	指定管理者制度の導入・推進	→ 順次実施				
業務委託の推進	→ 順次実施					
効果	<ul style="list-style-type: none"> 運営経費等の削減。 民間の能力等を活用した市民サービスの向上。 					

No	41	実施項目	小美玉温泉ことぶきの指定管理者制度への移行			
推進担当課	健康増進課					
現状・課題	<p>当施設は、平成 24 年に新築し 3 年経過している。利用者からサウナ棟の要望があり、平成 27 年度中にサウナ棟増築工事が完了する。</p> <p>市民ニーズに対応したサービスの向上とコスト削減を図るため、利用人員及び収支等を精査し、指定管理者制度へ移行する必要がある。</p>					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に指定管理者制度への移行を目指し、具体的な検討を行う。 指定管理実績の評価を実施する。 					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	指定管理者制度への移行	検討	準備	実施		
	指定管理実績の評価				実施	
効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民サービスの向上とコスト削減を図り効率的な財源の配分が出来る。 営業時間の延長、休館日の検討等の創意工夫により利用者ニーズに対応できる。 					

No	42	実施項目	空のえき そ・ら・らの指定管理者制度等への移行			
推進担当課	商工観光課					
現状・課題	<p>空のえき「そ・ら・ら」(加工施設を含む)については、現在、市が直接運営しているが、最終的には指定管理者制度等による運営へ移行することを目標としているため、計画的に実現させる。</p>					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 第一弾として、乳製品加工施設の指定管理者制度等の導入を図る。 それに伴う導入推進会議の開催。→可否の決定 公募→議決→協定の締結→管理業務開始 第二弾として、地域再生拠点施設の指定管理者制度等の導入を図る。 					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	乳製品加工施設の指定管理者制度等の導入	検討 公募	実施			
	地域再生拠点施設の指定管理者制度等の導入	検討	公募	実施		
効果	<ul style="list-style-type: none"> サービス内容の充実や民間事業者のノウハウが期待できる。 コスト削減を図れる。 					

No	43	実施項目	学校給食センターの運営方法の検討			
推進担当課	学校給食課					
現状・課題	<p>・平成 22 年 9 月より小美玉学校給食センターが供用開始されたことにより、学校ごとの調理場方式からセンター方式に転換した。</p> <p>・現在は直営で実施しているが、今後は効率的な運営等について検討する。</p>					
実施内容	・民間活力(指定管理者制度・業務委託等)の導入など運営方法について検討する。					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	給食センター運営方法の検討	実施				
効果	・効率的な給食センターの運営を図る。					

No	44	実施項目	玉里運動公園の管理運営			
推進担当課	スポーツ振興課					
現状・課題	<p>現在、スポーツ施設は、その殆どが直営(一部業務委託)で管理運営を行っており、財政逼迫、人員削減などの影響から施設の維持管理やサービス向上に苦慮しているところである。</p> <p>スポーツ施設の管理運営にあたっては、効率的な管理を行うとともに、市民ニーズに対応した利用しやすい運営を行うことが重要であり、費用対効果も含め指定管理者制度等の民間委託について検討していく必要がある。</p>					
実施内容	・玉里運動公園及び玉里 B&G 海洋センターの管理運営のあり方について、調査・検証し、民間の能力を活用した指定管理者制度等の導入を進める。					
	年度別計画	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	指定管理者制度の導入・推進	検討		実施		
効果	<p>・管理経費の縮減</p> <p>・利用者へのサービス向上</p>					

No	45	実施項目	小川 B&G 海洋センターの管理運営				
推進担当課	スポーツ振興課						
現状・課題	<p>小川海洋センターは、業務委託により毎年5月から10月までの6ヶ月間の運営を行っており、学校体育授業にも活用されている。</p> <p>施設の老朽化に伴う環境改善等を行うとともに、温水プール機能を保持していることから、有効な施設利用、通年利用が望まれており、市民ニーズに対応した効率的な施設管理運営が求められている。</p>						
実施内容	・小川海洋センターの環境整備を行うとともに、管理運営のあり方について、調査・検証し、民間の能力を活用した指定管理者制度等の導入を進める。						
	年度別計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	指定管理者制度の導入に向けての施設環境整備	実施		→			
指定管理者制度の導入・推進	検討		→	→	実施	→	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・管理経費の縮減 ・利用者へのサービス向上 						